

診 斷 書 (視覚障がい)

児童生徒名			
生年月日	年	月	日生
住所			

項目	内 容		
眼疾患等	1 眼疾患名 ()	2 発症時期 ()	
両眼の矯正視力	1 遠見視力 (右眼)	左眼	両眼 ()
視力以外の視機能障がい	該当する障がいがある場合のみ記入		
視覚による認識能力 (矯正視力)	拡大鏡等の使用によって、通常の文字、図形等の視覚による認識が 1 不可能 2 著しく困難 3 可能 1~3のいずれかに を付ける。1又は2に該当することが必要。		
特記事項			

<所見>

上記により、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当すると診断する。

令和 年 月 日

所 在 地

電 話 番 号

病(医)院名

医 師 名

印

学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度

両眼の視力がおおむね 0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難()な程度のもの

通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。

診 斷 書 (聴覚障がい)

児童生徒名			
生年月日	年	月	日生
住所			

項目	内 容
障がいの種類	1 診断名 (伝音難聴 ・ 感音難聴 ・ 混合難聴) 2 原因 ()
聴力 〔身体障害者福祉法による4分法〕	右(dB) 左(dB) 聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。
疾患等	1 難聴の発症又は自覚時期 () 2 合併疾患名 ()
補聴器等装用時の聴覚による言語認識能力	通常の話声を解することが 1 不可能 2 著しく困難 3 可能 1~3のいずれかに を付ける。1又は2に該当することが必要。
特記事項	
<p><所見></p> <p>上記により、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当すると診断する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>所 在 地</p> <p>電 話 番 号</p> <p>病(医)院名</p> <p>医 師 名</p> <p>印</p>	

学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

診 斷 書 (知的障がい)

児童生徒名			
生年月日	年	月	日生
住所			

項目	内容
診断名等	
検査による測定指數	標準化された知能検査又は発達検査で測定された指數 (IQ) 又は (DQ)
日常生活上の援助の程度	<p>1 日常生活上、頻繁に援助を必要とする 2 日常生活上、かなりの援助を必要とする 3 日常生活上、あまり援助を必要としない</p> <p>食事、排泄、危険認識等に関して必要な援助の程度について、 1~3のいずれかに を付ける。</p>
特記事項	発達障がい又は精神障がい(精神障がい者保健福祉手帳の交付者)の方で、知的障がいがない場合は学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当しないため、その他特記事項があれば記入する。
<p><所見></p> <p>上記により、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当すると診断する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>所在 地</p> <p>電話番号</p> <p>病(医)院名</p> <p>医師名</p> <p>印</p>	

学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度
1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

診 斷 書 (肢体不自由)

児童生徒名			
生年月日	年	月	日生
住所			

項目	内 容				
障がいの部位・程度					
原因となった疾病・外傷名					
発症時期					
日常生活動作 (補装具の使用による)	歩行	食事	衣類の着脱	排泄	描画
	1 寝たきりである	1 介助がいる	1 介助がいる	1 介助がいる	1 まったくできない
	2 座ることができます	2 少し手伝えれば食べられる	2 少し手伝えれば脱げる	2 排便したことを伝えるが介助がいる	2 自力での筆記はかなり困難
	3 伝い歩きができます	3 スプーンで食べられる	3 少し手伝えれば着られる	3 少し手伝えれば後始末ができる	3 筆記はできるが速度や正確性が低い
	4 手をつなげ歩ける	4 箸を使ってどうにか一人で食べられる	4 どうにか一人で着脱できる	4 どうにか一人で後始末ができる	4 筆記具でどうにか書ける
	5 一人で歩ける	5 箸を使って溢さないように食べられる	5 一人で着脱できる	5 一人で後始末ができる	5 筆記具で難なく書ける
項目ごとに1~5のいずれかに を付ける。 いずれかの項目で1又は2に該当することが必要。					
自助具・補装具の種類等					
特記事項					

<所見>

上記により、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当すると診断する。

令和 年 月 日

所 在 地

電 話 番 号

病(医)院名

医 師 名

印

学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度

- 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
- 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

(大阪市特別支援教育就学奨励費申請用)

診断書(病弱)

児童生徒名			
生年月日	年	月	日生
住所			

項目	内容
病名	
発症時期	
状態 <small>疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度かどうかを含めて記載する。</small>	
医療又は生活規制の内容	
特記事項	

<所見>

上記により、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当すると診断する。

令和 年 月 日

所在地

電話番号

病(医)院名

医師名

印

学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度

- 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療(1)又は生活規制(2)を必要とする程度のもの
- 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制(2)を必要とする程度のもの
 - 1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。
 - 2 疾患により、運動や日常の諸活動(歩行、入浴、読書、学習等)及び食事の質や量が著しく制限されること。